定款

日本乾溜工業株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、日本乾溜工業株式会社と称し、英文ではNIPPON KANRYUINDUSTRY CO., LTD. と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 道路その他の交通安全施設に関する設計及びとび・土工工事業
 - 2. 法面保護・地盤安定処理等の設計及び土木工事業
 - 3. 区画線設置等の路面標示に関する塗装工事業
 - 4. 自動火災報知機等の消防施設工事業
 - 5. 建築工事業
 - 6. 電気設備等の設計及び電気工事業
 - 7. 土木・建築資材・電気設備機器の販売
 - 8. 安全靴、安全帽、防塵・防毒マスク等の安全衛生保護具類の販売
 - 9. 建設工事に関する立入防止柵、工事灯等の安全機材の販売
 - 10. 消防設備器具の販売
 - 11. 産業用電気機械器具の販売
 - 12. 各種標識板の製作、販売
 - 13. 写真製版、プロセス印刷
 - 14. 各種ゴム強化剤の製造、販売
 - 15. タール製品の製造、販売
 - 16. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
 - 17. エクステリア用品・造園園芸用品の販売
 - 18. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を福岡県福岡市に置く。

(機関)

- 第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告により公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数と種類)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、20,000,000 株とし、このうち 18,000,000 株を普 通株式、2,000,000 株を優先株式とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

- 第8条 当会社の単元株式数は、普通株式、優先株式それぞれにつき100株とする。
 - 2. 株主は、1単元の普通株式につき1議決権を有し、優先株式については議決権を 有しない。

(単元未満株式についての権利)

- 第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に 掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当て を受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、 その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての 手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める 株式取扱規程による。

(基準日)

- 第 12 条 当会社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有 する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使するこ とができる株主とする。
 - 2. 前項にかかわらず、必要ある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(優先株式への期末配当金)

- 第 13 条 当会社は、第 50 条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下優先株式を有する株主を「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1 事業年度につき優先株式1 株あたり 50 円を上限として次項に定める方法により算定された額の剰余金の配当(以下「優先期末配当金」という。)を、分配可能額がある限り必ず支払う。ただし、当該事業年度において、第 13 条の 4 に定める優先中間配当金を支払った
 - ただし、当該事業年度において、第 13 条の 4 に定める優先中間配当金を支払った ときは、上記金額から当該優先中間配当金の額を控除した額を優先期末配当金とし て支払う。
 - 2. 優先期末配当金は、以下の算式に従い算定される額とする。ただし、優先期末配 当金は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。 優先期末配当金=500円×(日本円TIBOR+1.50%)
 - この場合、「日本円TIBOR」とは、毎年10月1日(以下「優先配当算出基準日」という。)午前11時現在における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記算式においては、次回の優先配当算出基準日の前日までに各事業年度について適用される。ただし、優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を優先配当算出基準日とする。優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)午後3時を基準時刻とする東京ターム物リスク・フリー・レート6ヶ月物として株式会社QUICKベンチマークスによって公表される数値又はこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに代えて用いるものとする。日本円TIBOR又はこれに代えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(優先配当に関する非累積条項)

第 13 条の2 優先株式に対する優先期末配当金が、当該事業年度において第 13 条の優先期

末配当金の額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。

(優先配当に関する非参加条項)

第 13 条の3 優先株式に対しては、第 13 条に規定する優先期末配当金の額を超えては剰余 金の配当を行わない。

(優先株式への中間配当)

- 第 13 条の4 当会社は、第 51 条に定める剰余金の配当をするときは、毎年 3 月 31 日現在 の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株 主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先期末配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭(以下「優先中間配当金」という。)の配当を必ず行う。
 - 2. 優先株式に対しては、前項の優先中間配当金の額を超えては中間配当を行わない。

(優先株式への残余財産分配)

- 第 13 条の5 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につきその発行価額相当額までの金額を分配する。
 - 2. 優先株式に対しては、前項の金額を超えては残余財産の分配を行わない。

(優先株式の取得請求と金銭の交付)

- 第 13 条の6 優先株主は、平成21年10月1日以降、毎年1月1日から1月31日までの期間(以下「取得請求可能期間」という。)において、当会社に対して、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、優先株式1株を取得するのと引換えに、当該優先株式の発行価額に相当する金銭の交付を請求することができる。この請求があった場合、当会社は取得請求可能期間満了の日から1ヶ月以内に、金銭を交付する。
 - 2. 取得請求により交付すべき金銭の合計額が前事業年度における分配可能額の 2 分の 1 を超える場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選 その他の方法により決定する。

(優先株式の合意による取得・消却)

- 第 13 条の7 当会社は、いつでも法令の定めるところにしたがって優先株主との合意により、分配可能額を上限として、優先株式を有償で取得することができる。
 - 2. 当会社は、取得した優先株式を取締役会決議によって消却することができる。

(優先株式の取得請求と普通株式の交付)

第 13 条の8 優先株主は、平成20年4月1日以降いつでも、当会社に対し、当該優先株式の取得を請求することができる。この場合、当会社は、当該優先株主又は優先登録株式質権者に対し、取得請求に係る優先株式の発行価額の総額を第13条の9に定め

る額(以下「基準価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、前記普通株式の数の算出にあたっては 1 株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(基準価額)

第 13 条の9 第 13 条の8の取得請求が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われた場合、138円(以下「当初基準価額」という。)を基準価額とする。第 13 条の8の取得請求が平成21年4月1日以降に行われた場合については、毎年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券会員制法人福岡証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を、同年4月1日より翌年3月31日までの1年間に取得請求する場合の基準価額とする。ただし、前記の平均値が、当初基準価額を超えたときは当初基準価額を、当初基準価額の30%を下回ったときは当初基準価額の30%を、基準価額とする。

(基準価額の調整)

第 13 条の 10 優先株式の発行後に、次に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「基準価額調整式」という。)により基準価額を調整する。

- a 基準価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発 行する場合(自己株式を処分する場合を含む)
- b 株式の分割により普通株式を発行する場合
- c 基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式への新株予約権 を発行する場合又は基準価額調整式を使用する時価を下回る価額で普通株 式を引換えとして交付する内容の取得請求権付株式を発行する場合
- 2. 前項 a から c に掲げる場合の他、合併、資本の減少又は普通株式の併合などにより基準価額の調整を必要とする場合には、合併比率、資本の減少の割合、併合割合などに即して、取締役会が適当と判断する価額に変更する。
- 3. 基準価額調整式に使用する 1 株当たりの時価は、調整後基準価額を適用する 日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の証券会員制法人福岡証券取引所の 開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値(気配表 示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出 し、その小数第 2 位を四捨五入する。)とする。
- 4. 基準価額調整式に使用する調整前基準価額は、調整後基準価額を適用する前

日において有効な基準価額とし、また、基準価額調整式で使用する既発行普通 株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整 後基準価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数と する。

(優先株式併合・株式分割・株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等)

- 第 13 条の11 当会社は、法令に定める場合を除き、優先株式については、株式の併合又は 分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。
 - 2. 当会社は、優先株主に対しては募集株式又は募集新株予約権もしくは新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権無償割当てを行わない。

第3章 株主総会

(招集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎年 12 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合 に招集する。

(招集権者及び議長)

- 第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、取締 役社長がこれを招集し、その議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、 他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び 連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところ に従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供し たものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

- **第 17 条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
 - 2. 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第 18 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めのある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
 - 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(株主総会の権限)

第 19 条 株主総会は、会社法その他の法令又は定款に定める事項に限り決議することができる。

(株主総会の議事録)

第 20 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項 は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電 子署名を行う。

(種類株主総会への準用)

- 第 20 条の2 第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを 準用する。
 - 2. 第15条、第16条、第17条、第19条及び第20条の規定は、当会社の種類株主総会について、これを準用する。
 - 3. 第18条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議 について、第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総 会の決議について、それぞれ準用する。

(種類株主総会)

第 20 条の3 法令に定める種類株主総会の承認事項及び次の事項については、種類株主総会の承認を要する。

剰余金の配当、中間配当、自己の株式の取得(優先株主による取得請求権の行使 及び優先株主との合意による有償取得を含み、無償取得、会社法の規定に基づく株 式取得請求権に応じた買取、会社法第 234 条第 4 項に基づく 1 株に満たない端数の 買取及び同法第 197 条第 3 項に基づく所在不明株主の株式の買取は含まない。)、 資本又は準備金の減少に伴う払い戻し(以下あわせて「剰余金の分配等」という。) の結果、最終の貸借対照表上の金額を基準として算定した純資産額が 10 億円を下回 ることになる剰余金の分配等の決定。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、3名以上7名以内とする。

(取締役の選任)

第 22 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 24 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
 - 2. 代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
 - 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、 その議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、 他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 27 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の権限)

第 28 条 取締役会は、取締役をもって組織し、会社の業務執行の決定、職務執行の監督、 代表取締役及び役付取締役の選定及び解職を行う。

(取締役会の決議の方法)

第 29 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって これを行う。

(取締役会の決議の省略)

第 30 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(取締役会の議事録)

第 31 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項 を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子 署名して会社に保管する。

(取締役会規程)

第 32 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において 定める取締役会規程による。

(取締役との責任限定契約)

第 33 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第34条 当会社の監査役は、3名以上5名以内とする。

(監査役の選任)

- 第 35 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
 - 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

- 第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までとする。
 - 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した 監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 37 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役会の招集通知)

第 39 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、 緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 40 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の権限)

第 41 条 監査役会は、監査役をもって組織し、監査報告の作成、常勤監査役の選定及び解職、監査の方針、当会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定を行う。

(監査役会の議事録)

第 42 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項 を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名して会 社に保管する。

(監査役会規程)

第 43 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において 定める監査役会規程による。

(監査役との責任限定契約)

第 44 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠った ことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契 約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 45 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第 46 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2.会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、

当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の職務)

第 47 条 会計監査人は、当会社の計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類、連結計算 書類を監査し、会計監査報告を作成する。

(会計監査人の報酬等)

第 48 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第49条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(期末配当金)

第 50 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載 又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期 末配当金」という。)をすることができる。

(中間配当金)

第 51 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は 記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金 の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第 52 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
 - 2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

制	定	昭和14年7月1日
一部	改定	昭和31年12月20日
一部	改定	昭和32年12月20日
一部	改定	昭和41年9月16日
一部	改定	昭和41年10月28日
一部	改定	昭和41年11月22日
一部	改定	昭和42年11月22日
一部	改定	昭和44年12月12日
一部	改定	昭和45年11月20日
一部	改定	昭和46年11月22日
一部	改定	昭和47年11月20日
一部	改定	昭和48年6月1日
一部	改定	昭和49年11月20日
一部	改定	昭和55年11月21日
一部	改定	昭和56年2月4日
一部	改定	昭和57年12月21日
一部	改定	昭和58年12月22日
一部	改定	昭和60年12月18日
一部	改定	昭和63年12月21日
一部	改定	平成 4 年12月21日
一部	改定	平成 6 年12月21日
一部	改定	平成7年12月21日
一部	改定	平成8年12月19日
一部	改定	平成10年12月22日
一部	改定	平成11年12月21日
一部	改定	平成12年12月21日
一部	改定	平成13年12月21日
一部	改定	平成14年12月20日
一部	改定	平成16年12月22日
一部	改定	平成18年12月22日
一部	改定	平成19年12月21日
一部	改定	平成21年12月18日
一部	改定	平成22年1月6日
一部	改定	平成27年12月18日
一部	改定	平成28年10月1日
一部	改定	令和4年4月27日